

平成25年3月13日

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

国会事故調への東京電力株式会社の対応に関する第三者検証委員会

委員長

弁護士 田中 康久

委員

弁護士 佐々木 善三

委員

弁護士 近藤 卓史

検 証 結 果 報 告 書

本委員会設立の経緯

平成25年2月7日(木曜日)の朝日新聞朝刊の一面の「東電、国会事故調に虚偽・福島第一現地入り妨げる」及び二面の「国会事故調に虚偽説明・東電、危険強調1時間・『真っ暗』『道に迷えば高線量地域』」との各見出しの下に、昨年2月28日午後7時ころ、東京電力株式会社(以下「東電」と略称する。)の玉井俊光企画部部長(以下「玉井」と略称する。)が衆議院第2別館を訪れ、福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋(以下「1号機建屋」と略称する。)の4階に設置された非常用復水器(アイソレーション・コンデンサー。「イソコン」と略称されている。以下、「IC」と略称する。)の現地調査を要請していた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(以下「国会事故調」と略称する。)の田中三彦委員らに対し、虚偽の報告をしたと報道された。その内容は、玉井がその席上において、1号機建屋4階の映像を見せながら、「この映像撮影後に、建屋カバーが設置されたため、今は真っ暗」という趣旨の説明をしたが、それが虚偽であったというものであった。その虚偽の内容の一つは、その見せた映像の撮影が建屋カバー設置後になされたものであるのにそれを偽ったという点であり、もう一つの虚偽の内容は、その建屋カバーが太陽光を10～16%通すし、4階の搬入口や、爆発で破損していた4階の天井から、明かりが差す状態にあり、さらに、建屋カバーの

内側には強力な水銀灯が取り付けられていたから、「真っ暗」になり得ないのに、「真っ暗」との虚偽の説明をしたとする点であった。その新聞には、田中委員らは、「真っ暗」であるとの説明を受けて、1号機建屋の現地調査を断念したと掲載されていた。

また、同日夜のテレビ朝日の「報道ステーション」において、「東電が事故調に虚偽説明か」という内容で、朝日新聞朝刊と同旨の報道がされたほか、その報道の中で、1号機建屋内の動画と、それに被せて28日の玉井の説明、国会事故調側の関係者との間の質疑応答の各音声が放映された。そして、その放映の中には、国会事故調の委員であった田中三彦氏と、協力調査員であった伊東良徳弁護士の記者会見の際の説明映像も存在する。

その報道に関して、東電は、2月7日のホームページにおいて、「当社からは、建屋内は線量が非常に高く、ガレキの散乱や、床に穴が空いていて怪我や墜落の恐れがある等、非常に危険な状況であることを説明」し、「その中で、現場の明るさについてご質問があり、『建屋カバー設置後の映像』『建屋カバー設置前の映像』と誤認して説明したことは事実であり、大変申し訳ありません。」との見解を公表した。

これに対し、朝日新聞は、同月10日の朝刊一面の「福島1号機内『真っ暗』説明・東電、釈明も虚偽・『国会事故調に問われ答えた』・実際は部長自ら話切り出す」との見出しの下に「この問題への東電の釈明も、虚偽の内容で構成されていることがわかった。朝日新聞が入手した説明のやりとりを精査したところわかった。東電は虚偽を重ねたことになる。」旨掲載し、また、その朝刊四面において、「東電『真っ暗』報告 参考人招致・うそ 社長はどう説明」の見出しの下に「東電は、国会の調査権を侵害したと認識しているのかどうかにも関心が集まる」として、同月12日に予定されていた東電の廣瀬直己社長の衆院予算委員会での参考人招致のポイントの説明がされていた。

この新聞報道を受けて、東電は、同月11日のホームページにおいて、「(お詫び)・・・2月7日に掲載した当社の見解の中で、『その中で、現場の明るさについてご質問があり』としておりましたが、その後、事実関係を確認した結果、当社側からご説明している事がわかりましたので、訂正させていただきました」旨の見解を公表した。

同月12日衆院予算委員会に招致された東電廣瀬社長は、虚偽説明問題について、陳謝した上、外部の有識者による調査を進めたい旨の説明をした。

ところで、国会事故調の報告書は、平成24年7月5日に衆議院議長及び参議院議長宛に提出されていたが、その報告書中(229頁)には、「・・・

1号機に関しては、I C系配管が地震動で破損しなかったかどうかたびたび問題となっていた・・・こうした事情から、当委員会は、ある程度被ばくしてでも4階を実地調査したい旨、東電に申し入れた（調査の目的はあえて伝えなかった）。しかし、原子炉建屋内には照明がなく昼間も真っ暗であること、水素爆発によっていたるところにがれきが散乱しているうえ大物搬入口のような開口部もあって非常に危険であること、東電としては従業員に余計な被ばくをさせたくないのでは当委員会の調査には同行できないこと、などを伝えてきた。熟考の末、当委員会は原子炉建屋内調査を断念した。」旨の記載がある。

本委員会の目的

平成25年2月18日、本委員会が設置された。

以上の経緯から明らかなように、当委員会は、検証すべき課題が次の2点であると判断した。

第一点は、玉井の説明中にどのような虚偽の部分があるのか、その虚偽説明が故意に行なわれたのかという点である。この関係の判断をするためには、国会事故調の調査予定当時の1号機建屋内の客観的状況の検証が必要であると判断したため、国会事故調の調査問題に直接関係していなかった者に加えて、1号機建屋内の状況を知る者らからの聞取調査も必要であると判断した。

第二の点は、玉井の上司が、玉井の説明の内容について、どの程度関与したか、その説明内容が上司の指示ないし示唆に基づくものであるかどうかという点である。この関係の判断のためには、玉井の直属上司だけでなく、玉井が相談していた同僚等の上司からの聞取調査も不可欠であった。

なお、当委員会は、玉井の虚偽説明が故意であったか否かについて判断するためには、「真っ暗」との説明が虚偽であるか否かについてだけでなく、それ以外の説明部分についても虚偽があるか否かも検証するのが相当であると判断したため、玉井が当日説明した事項のうち、主要なものについて、検証の対象とするのが相当であると判断した。

当委員会の検証の方法及び検証における制約

1 検証に利用した資料関係

東電関係者からの聞取調査は、東電の全面的な協力を得て、現地調査申入れがあった当時の東電の勝俣恒久会長、西澤俊夫社長及び玉井をはじめとする延べ26人について行なった。

特に、1号機建屋4階には、1号機の水素爆発後国会事故調が現地調査を

申し入れた時点までに3回（平成23年5月14日，同月18日，10月18日），その時点以降当委員会の検証時点まで2回（平成24年11月30日及び平成25年2月14日），東電の社員が入域していたので，それら入域した各社員の被ばく線量の報告を求めたほか，その入った際の現場の状況について各社員から聞き取りを行った。なお，平成23年10月の入域の際は，4階IC付近まで行った班と，2階及び3階のIC凝縮水戻り配管まで行った班があったが，前者の入域者からの聞き取りを行った。

この聞き取り調査に際しては，平成23年10月18日及び平成24年11月30日に1号機建屋内に東電社員が各入域した際のビデオ映像，放射線管理についての諸規則（「線量管理マニュアル・管理区域立入者登録 管理マニュアル」，「福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル」，「原子炉施設・特別教育テキスト」などを含む。），1号機建屋内サーベイマップ（平成23年10月28日測定などによるもののほか，平成25年2月14日測定のもの），1号機建屋カバー工事の概要説明書，平成23年10月18日に入域した東電社員のICの設備記録調査報告書，その入域の際の「緊急作業における放射線作業届」（保護衣及び保護具の使用等の被ばく防止の措置のほか，推定される実効線量12mSvより低い8mSvの警報測定値のAPDを使用するなどが定められていた。），その際に東電社員が携帯したのと同型の「ホットスポットモニタ」，東京電力及び政府の「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」の各報告書なども参酌した。

また，この聞き取り調査の際には，公開を予定していない東電社内の関係メール（国会事故調事務局とのやりとりを含む。）や，関係者の個人メモを閲覧し，それに基づいて質問をし，回答を得たほか，検証判断に必要な関連事項についての説明メモの提出も受けた。

ところで，本件の検証の目的である玉井による虚偽説明は，国会事故調への説明の際に発生しているので，当委員会は，平成24年2月28日午後7時からの国会事故調とのやりとりや，国会事故調への説明内容については，後で触れるように，国会事故調関係者の守秘義務との関係を考慮すると，原則としては検証の対象とすることは妥当ではないと考えたが，虚偽説明に至る経緯を明らかにする必要上，検証の結果を導き出すために必要な最少の限度で，その点の検証をすることとした。

また，この点に関して，国会事故調側に関する資料としては，東電社員と事故調事務局とのやりとりに関するメールのほか，前記した国会事故調の報告書，朝日新聞の新聞記事及び平成25年2月7日のデジタル版の音声部分並びにテレビ朝日の放映部分のほかに，国会事故調の協力調査員であった伊

東良徳弁護士のサイトが存在する。これらも、検証の判断に必要な限度で斟酌することとした。このうち、伊東弁護士のこの点に関するサイト(<http://www.shomin-law.com/index.html>)として、「東京電力はどこまで嘘つきなのか」(2013.2.7)、「東京電力はどこまで嘘つきなのか2／嘘の上塗り」(2013.2.8)、「東京電力はどこまで嘘つきなのか3／社長もでたらめ答弁」(2013.2.12)がある。

2 検証上の制約

(1) 1号機建屋4階の客観的な状況の確認のためには、1号機建屋4階のIC付近まで赴くことが望ましいことは当然であるが、当委員会も、福島第一原子力発電所(以下「福島第一」と略称する。)の構内の視察は行ない、1号機建屋の西側、東側、北側から視察し、その際、建屋カバーを含め同建屋を外部から目視確認しながら、同建屋大物搬入口用通路の入口付近まで赴いたものの、被ばくや、怪我の危険性を考慮して、1号機建屋内部には入域していない。

そのため、1号機建屋内部の客観的状況などの判断は、入域した者からの聞取調査、撮影された2つのビデオ画面及びサーベイマップに依拠せざるを得なかった。

(2) 平成24年2月28日の玉井による国会事故調への説明の際の説明内容については、東電側も、玉井の他に3名が同席しており(その事実は、伊東弁護士のサイトにも記載されている。)、説明前に関係者が用意したメモ、説明の際及び説明終了後の出席者のメモ、打合せ終了後の出席者による上司への報告や、国会事故調の報告書、伊東弁護士のサイト、朝日新聞のデジタル版の音声、テレビ朝日の報道内容等を総合すれば、概略の判断は可能であり、また、それらによって、当委員会の検証目的である玉井の虚偽説明が故意によるものかどうか、また、それについての上司の関与及びその程度についての判断をすることが可能であると判断したため、国会事故調の関係者からの聞取調査は、差し控えるのが相当と考えた。そのため、当委員会の検証が全ての資料を網羅的に収集した上でのものでないことをお断りしておかなければならない。

当委員会が差し控えた理由は、以下の理由による。

すなわち、国会事故調の委員会及びタウンミーティングについては、情報公開を徹底するため全て公開され、また、その模様は国会事故調のホームページで視聴可能となっていたが、国会事故調に設置されていた各ワーキンググループにおけるヒアリングの内容、提出された資料並びにそれら

に基づく判断過程及び判断内容については、国会事故調の報告書に記載された事項以外は、公開されることは予定されていなかったものと判断される。国会事故調について定める東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法の規定上、委員には、在任中だけでなく、退職後も、守秘義務が課されているのはその趣旨であると解される。また、国会事故調の調査補助に当たる協力調査員については、守秘義務に関する規制は明確でないが、当委員会としては、委員について守秘義務が課されている以上、その委員の職務の補助に当たる協力調査員についても守秘義務が準じて課されているものと推測するのが相当であるものと判断した。その守秘義務が課されていることにより、公開されても差し支えない事項や、国会側が公開することが相当であると判断した事項などのもの以外のものについては、調査を受けた者は、開示した説明、提出した資料が原則的に公開されないことの保障がなされていると信じていることができることとなる。そして、その守秘義務が課される範囲については、ヒアリングの内容や、提出された資料に限定されず、国会事故調が判断をするまでの内部的検討の過程に関する事実（国会事故調の判断に影響を及ぼすことが予想される国会事故調の事務局とのやりとりなどを含む。）にも及ぶものと判断をした。

そのような考えに基づくと、本件の平成 24 年 2 月 28 日の玉井の出席した際の説明に対する田中委員らの質問内容、現地調査を断念するまでの田中委員をはじめ協力調査員（伊東弁護士の前記したサイトには、伊東弁護士のほか 3, 4 人との記載がある。）間の意見交換の内容、現地調査断念の実質的理由については、守秘義務が課されている範疇に属する事項であると判断されるので、当委員会は、国会事故調の報告書に記載されている限度を超えて判断をするには適切ではないものと考えた。そこで、当委員会では、国会事故調の報告書に記載されている事項を前提とし、それに依拠して判断することを基本とした。

したがって、当委員会は、新聞記事の内容、朝日新聞デジタル版の音声部分、テレビ朝日の放映部分並びに及び伊東弁護士のサイトの記載内容の中には、当委員会で検証の対象とすることが相当であるかどうかについて疑義のあるものもあると考えたが、既に公開されている以上、それらに現れている事実関係の範囲内で、しかも、検証の目的の判断のために必要な限度で、検証の対象とすることもやむを得ないものと判断をした。

(3) なお、朝日新聞の記事や、テレビ朝日の放映部分などからは、平成 24 年 2 月 28 日の玉井の説明内容、その説明に際して出席していた田中委員、協力調査員らとの質疑応答等が録音されていたことが窺われるが、東電側

では録音しておらず、東電社内にはその録音記録も存在しないため、玉井の具体的な説明内容、説明の順序などは、報道された内容を参酌しながら、東電社内の出席者のメモ、上司への報告書のほか、関与者からの聞取調査によらなければならなかった。そのため、当委員会としては、玉井による虚偽説明が故意によるものであったか否かを判断するに必要な主要な事実については検証することに努めたものの、玉井の説明の詳細な具体的な表現、説明の順序などについては全面的に正確とまでは言いかねるものであることもお断りしておきたい。

国会事故調の調査活動についての東電の全面的協力態勢

東電は、国会事故調の活動が開始されるに際し、国会事故調との窓口担当の一人として玉井を指定し、玉井ら窓口担当者だけでなく、玉井の上司らのほか、東電社内の幹部に対しても、折に触れて、国会事故調の調査に全面的に協力するように指示していた。

また、国会事故調の調査活動についても、国会事故調に應對する東電の窓口担当社員から、随時、上層部への報告が行われていた。

なお、国会事故調設置の前に、政府による事故調も活動を開始していたが、この政府事故調との窓口担当者は、国会事故調とは別の東電社員が指定されており、東電においては、国会事故調と同様な体制にあった。

東電社内における国会事故調の現場調査時点での放射線管理の基準

国会事故調が現場調査を予定している時期における福島第一における放射線管理の基準値については、既に、事故発生後の応急処理段階の基準値から法令上の基準値に変更されていた。

すなわち、当時の福島第一においては、放射線業務に従事する者が作業中に受ける線量限度は、法令上定められている年間 50mSv、5年間で 100mSv の基準が守られていた。そして、当該従事者については、一般健康診断及び電離放射線健康診断が義務づけられているほか、放射線管理上の教育を経る必要があるものとして運用されていた。

これに対し、当時既に、一般人による福島第一の視察（一時立入り）が行われるようになってきていたが、東電では、その一時立入者については、予想線量原則 0.1mSv/日以内を立入条件としていた。

国会事故調が現場調査を申し入れた当時の1号機建屋内の客観的状況

1 放射線量

平成 23 年 10 月 18 日及び平成 25 年 2 月 14 日に 1 号機建屋 4 階まで入域した東電社員は、放射線測定器を携行し、各地点での測定値を測り、その結果がサーベイマップに表示されている。この 2 回の測定値を比較して見ると、1 年 3 ヶ月余の経過により、放射線量が大幅に低減していることが窺われる。場所によっては増加しているところもあり、測定地点が異なるものもあるので、参考値にすぎないが、1 号機建屋 4 階へ立ち入る場合の被ばく量予想値であるので、当委員会は、詳しく検証した。数値は、mSv/h であり、括弧内が平成 25 年 2 月のものである。その数値表が、本報告書に添付するサーベイマップである。

すなわち、1 階階段 1.5(2.5)、2 階階段 7.5(6)、3 階階段 16(9)、3 階の PLR-MG セット（原子炉冷却材再循環ポンプ周波数変換装置）B と西側壁面との間 3.5~13(5.5~9)、PLR-MG セット B から南側通路までの間 7.0~15(5~12)、3 階南側通路 10~25(5~22)、3 階から 4 階への階段下段部分 233(16)、その階段の 4 階部分 142(19)、4 階フロアの南側通路部分 3~4(3~5)、4 階フロアの南西側開口部付近までの部分 16~40(17~30)、二つの I C の間の部分 23~59(19~26)、I C の北側部分 22~70(18~45)である。このほか、1 回目の入域の際だけの測定値として、2 階の PLR-MG セット A と東側の格納容器との間 100~180、3 階の PLR-MG セット B と東側の格納容器との間 100~149、4 階の I C と格納容器との間 5~22 であった。また、それ以前の測定によると、1 階の格納容器の南側の部分 26~4,700、2 階の PLR-MG セット A と西側の建屋壁との間の通路部分 30~240、2 階の格納容器の南側 1,000 超、3 階の格納容器の東側 74~654 であった。

平成 23 年 10 月に入域した際の数値と、平成 25 年 2 月に入域した際の数値を対比してみると、測定値が減少していることが窺われるから、仮に、国会事故調が平成 24 年 3 月 5 日ころ 1 号機建屋 4 階に調査のために入域するとした場合には、平成 23 年 10 月の入域の場合より、同一時間及び同程度の現場調査作業であれば、被ばく量は減少した可能性が窺われるが、国会事故調が現場調査を検討していた時期の直近の測定値は、平成 23 年 10 月の測定値であったから、国会事故調が 1 号機 4 階 I C 付近まで立ち入って現場調査をするのであれば、平成 23 年 10 月の数値を前提として予測しなければならなかった。

ちなみに、1 号機建屋 4 階まで入域した東電社員の被ばく量（実績線量）を見ると、平成 23 年 5 月 14 日が 5.83~6.49（入域目的は 4 階南西にある補機冷却系設備の確認であったが、北西にある階段を 4 階まで上がったものの、4 階の天井崩落による 4 階のガレキの山を乗り越えることができなかったの

で、そこから引き返している。しかも、この数値は、放射線防護スーツを着用した上での数値であり、そのスーツの外の腕部分に巻いていた線量計では、約3倍の数値となっていた。) 、平成23年5月18日が4.47~5.00 (入域の目的は同月14日と同じく、4階南西にある補機冷却系設備の確認であり、3階まで北西側の階段を利用し、3階フロアを横断して、南東の階段を利用し、4階の南側通路を利用して、補機冷却系設備を確認し、そこから引き返している。IC付近には行っていない。放射線防護スーツの着用ではなかった。) 、平成23年10月18日が9.35~9.44 (入域目的はICの状況確認であった。同時に入域したが、4階まで行かなかった班の数値は6.7~6.69であった。この際の放射線防護方法は、タイベックの上にアノラックを重ねて着る方法によっていた。) 、平成24年11月30日が4.58~4.83 (入域目的は使用済燃料プールに直結する空調ダクト状況の確認。放射線防護方法は、前年と同じであった。) 、平成25年2月14日が4.23~4.65 (入域目的は4階ICまでの線量確認。放射線防護方法は、前年と同じであった。) であった。平成23年10月の入域した際のビデオ映像の中の音声部分中に、入域した東電社員の帰路の途中で携帯していた警報計 (APD) が鳴り続けている音があるが、これは、8mSvの警報測定値が設定がされていたからであると認められる。

仮に、国会事故調が1号機建屋4階IC付近の現場調査を行うとした場合には、平成23年10月の際の数値を参考とするほかなかったが、それを基にして、現場との往復時間、現場における調査に要する時間等を想定すれば、被ばく量の予測をすることは不可能ではなかった。その予測をする上で、最大の課題は、現場調査に必要な予定時間であった。既に、平成23年10月の入域の際に、ICの蒸気配管には、目視できる範囲では大きな破断は見つけれられていなかったから、小さな亀裂の有無の確認まで行なうことを想定しなければならなかったら (国会事故調の報告書229頁には、国会事故調が、地震動によって、IC系配管に微小破損が生じなかったかどうかに関しては、現場での仔細な調査ができなかった旨記載されている。) 、IC周辺に留まる時間数は平成23年10月の際より長く想定しなければならなくなるはずであり、その分、被ばく量が増加することを想定しなければならなかったからである。もし国会事故調が希望どおりのIC周りの現場調査を実施する際の被ばく量は、当時の一時立入りの際の原則である被ばく量0.1mSvの百倍をある程度以上超えることを想定していなければならなかったことは明らかである。

また、4階IC付近までの調査のための立入りをするのであれば、2階に

入り込むと被ばく量が高いこと、3階の北西部の階段を上がって、南東側の階段まで3階フロアーを横切る場合にも、PLR-GM セットBの東側の通路ではなく、西側の通路を利用する方が被ばく量は少なくなることが窺われる。

2 明るさ

国会事故調が現場調査を希望していた平成24年3月の段階では、既に1号機建屋の建屋カバーに照明装置が設けられていたが、1階から4階までには照明装置は設けられていなかった。原子炉建屋は壁に窓が設けられていないため、したがって、1号機建屋の4階に至るまでは全く照明がなく、3階の開口部付近を除いて、真っ暗であった。そのため、4階に行くには、当然何らかの照明器具を携帯する必要がある。次に触れるように、ガレキ等が散乱している状況に照らすと、照明器具を何人かで共同利用する形態では、危険性が高く、携帯する照明器具を少なくすることには限度があった。

ただ、4階の南西側にある大物搬入口（1階から5階まで吹き抜けている。）付近と4階ICの北側の4階天井が一部崩落していた部分付近では、5階の建屋カバーを通しての自然光が、大物搬入口及び天井崩落部分から差し込んでおり、昼間の晴天の際には、薄明るくなっていた。しかし、その付近でも足下には、ガレキ等が散乱していたから、照明器具なしに移動することは容易ではなかった。

たしかに、国会事故調が現地調査を希望していた平成24年3月の時点では、5階の建屋カバーに照明装置が設けられていたから、その照明を全点灯すれば、4階の開口部付近ではより明るさが増したと推測可能であるが、4階の格納容器近くや、IC付近に所在する蒸気配管の小さな亀裂の有無を確認するというのであれば、より強い照明を用いる必要があることは容易に推測できることである。

なお、1号機建屋の5階は、水素爆発により、5階の壁も、屋根も吹き飛んでいて、5階の鉄筋がむき出しの状態になっていたため、放射線の飛散を防止するため、5階の壁面を再築し、その上に建屋カバーを設置したものであった。そして、その建屋カバーの膜材は、塩化ビニル樹脂コーティングポリエステル繊維織物であり、光を通す材質のものであった。

3 がれき等の散乱等による危険性

前記したサーベイマップによれば、4階IC付近まで行くためには、被ばく量を少なくするため、北西側の階段を3階まで上がり、3階フロアーを横断して（そのフロアー西側のPLR-MG セットBの脇を南進する際には、東

側は放射線量が高いので、西側の通路を利用する必要があった。)南東側の階段に至り、その階段を4階まで上がり、さらに、南側の通路を西進し、開口部の東側を北側に向かうことになるが、そこまでに至るルートにおいても、爆発後安全性の確認の十分でないグレーチングがあったり、4階南西側に手摺りがない大物搬入のための開口部や、エレベーター室の開口部があるほか、あちらこちらに、コンクリート破片、金属製の保温材等のがれきが散乱していた。

すなわち、1階から3階までの北西側の階段部分及び3階から4階までの南東側の階段部分には一部ガレキがあり、とくに、3階南側の通路部分には、仮設の配管があるうえ、ガレキが散乱しており、歩行の著しい障害となっていた。4階IC周辺もガレキ等が散乱していた。

また、4階ICの北側部分の天井の一部が崩落し、鉄筋が垂れ下がっており、その崩落部分の下の4階フローには、上を簡単には乗り越えられないほど、うず高くコンクリート破片等が盛り上がっていた。

4 通信手段

福島第一の構内においては、地震・津波事故以前にはPHSの使用は可能であったが、事故後は、1号機建屋に限らず、建屋内からのPHSの使用も困難と認識されており、1号機建屋内で緊急事態が発生しても、建屋内からの連絡は事実上不可能な状態にあった。

国会事故調の現場調査に関する2月28日までの交渉経緯

1 国会事故調の事務局からの連絡

- (1) 平成24年2月3日、国会事故調事務局から、東電担当者に、福島第一5号機、6号機及び福島第二原子力発電所への視察(時期は2月の第3週から第4週頃とする)の要請メールが届いた。
- (2) 同月6日、東電担当者は、他の視察等との調整の上、国会事故調事務局に、2月27日から3月9日の間であれば日程的に対応が可能であるとメールで回答した。
- (3) 同月19日、国会事故調事務局から、東電担当者に、視察日時を3月5日～3月6日としたい(視察場所は別途連絡)との連絡がメールで届いた。
- (4) 同月20日、国会事故調事務局から、視察場所の希望として、福島第一1号機建屋4階IC周り(格納容器の外)、5号機中央制御室ほか、福島第二原子力発電所3号機との連絡が入った。
- (5) 同月22日の段階でも、国会事故調の事務局からの連絡では、1号機建

屋4階のIC周りの視察希望は、維持されており、窓口レベルで、視察参加者の人数や、安全面、放射線管理面をどちらで負担するかなどの交渉が続いていたが、その中で、同月28日の事務局間での打合会が開かれることとなった。

(6) 同月24日に、国会事故調の事務局から、東電の担当者に対し、28日の打合会では、前半の30分で協力調査員へ危険性の説明をして貰い、後半で視察の具体的な準備の打合せをしたい旨の連絡が入った。

2 東電内部における事務方レベルでの打合せ

(1) 2月20日、玉井は、視察場所に1号機建屋4階IC周辺が追加され、放射線の線量管理の点が問題となるため、東電放射線管理部門担当者に対し、国会事故調が視察で立ち入る際の放射線管理について、メールで相談し（なお玉井のこの相談メールの文中に、「建屋カバーが出来てからは照明が無く」との記載がある）、翌21日当該担当者から、国家公務員の場合は放射線管理が人事院規則に従うことになること及び以前に政府事故調が福島第一に視察を行った際には国家公務員の立入りに準じるものとして、東電の社内ルールには従わなくても良いという考えで対応したことが紹介され、国会事故調の場合は、国会事故調の判断にゆだねるしかない旨の回答を得た。

(2) 同月22日、玉井は、福島第一の技術総括部担当者に、国会事故調が視察を希望している場所（1号機建屋4階ICエリア）を具体的に伝え、その場合想定される線量、所要時間をメールで相談し、同日担当者から、1号機建屋4階については、平成23年10月に社員が入域した際の実績（滞在時間20分程度、被ばく線量10mSv）、現場に慣れていないとその行動次第では10mSvを大幅に超える可能性が大であること、現場では被ばく線量限度を遵守する必要があるので現場の同行は大変厳しい旨の回答を得た。

(3) 同月24日、玉井は、福島第一の技術総括部担当者に、28日の説明の準備のため、それまでの国会事故調事務局と視察についての情報をメールで伝え、意見を求めたところ、2月27日に担当者から現場は極めて高線量であることから、現場への随行はできない旨のメールを受けた。

(4) 同月26日、玉井は、平成23年10月に1号機建屋4階に入域した社員に対し、28日に国会事故調事務局に説明するために、相談依頼のメールを出した（なお、この玉井のメール文中に、1号機は、「建屋カバーで真っ暗」との記載がある）。

(5) 同月27日、玉井は、平成23年10月に1号機建屋4階に入域した社員

から、調査記録及びビデオを見ながら、直接1号機建屋4階内部の説明を受けた。

(6) この間、国会事故調事務局からの要請のメール及び前記玉井が各部署に相談したメールの一部は、直属の上司にも届いていたが、玉井は、国会事故調事務局に1号機建物4階の状況の説明をすることは、自らの職責であると考えており、直属の上司を含め上司に特に相談をすることはなく、2月28日に国会事故調事務局にどのような説明をするかについても、直前になって、直属の上司に、具体的な説明内容は告げず、概要を説明しただけであった。

2月28日における玉井による説明内容

1 28日の打合会の目的

上記経緯から明らかなように、客観的には、当日の打合会は、事務局間の打合せの段階であり、その際に、協力調査員に対して1号機建屋の危険性に関する説明をすることとなっていたものであり、当日、国会事故調の1号機建屋4階のIC周りの視察についての結論が出ることは予定されていなかったものと考えられる。玉井の当日の説明に対して、国会事故調から、例えば、IC周りの現場調査を実施したいので随行をお願いしたい旨の連絡があれば、玉井としては、上司の判断を仰ぐことになることは予想していたはずである。随行できないとの話は、後記するように、福島第一の現場の意向によるものであるため、それと違う結論の可否を検討するのであれば、より上の地位にある者の判断を経て回答することにならざるを得ない事項であり、玉井個人で判断できる事項ではないからである。

ところが、その打合会に協力調査員だけでなく、田中委員が出席したため、玉井の説明後、国会事故調の現場調査の対象から1号機建屋4階を外すという判断がなされるという結果となったのであり、当初予定通りの協力調査員への打合会で終わっていても、最終結論に至る経緯については、違った推移を経た可能性があったであろう。

しかし、国会事故調の前記したような性格に鑑みれば、事務局への説明であれ、協力調査員への説明であれ、虚偽の説明が許されるものではない。

2 説明方法

玉井は、当日の打合会において、平成23年10月18日に東電社員が1号機建屋に入域した際の建屋内に入るときから建屋を出るときまでのノーカットのビデオ映像（なお、このビデオ映像は東電のホームページで公開されて

いたが、それは、冒頭の建屋入口から4階に至る場面及び最後の引き上げ場面等に限られていた。)をノート型パソコンで見せながら、途中で一時停止したりしつつ、現場の状況を説明した。また、同日の歩行ルートが記載された1号機建屋1階から4階のサーベイマップ及び同原子炉建屋の機器配置図などを見せながら、現場の状況を説明した。その間、委員や協力調査員らから随時質問があり、それに答える形でも説明を行った。

その委員や、協力調査委員との間の具体的な質疑応答の内容のうち、公開されたものについては、当委員会も斟酌することとしたが、当委員会は、それ以外の部分については、検証の対象としていない。その理由は、前記したとおり、国会事故調の委員等の守秘義務について配慮したためである。

3 説明内容

ところで、東電には、玉井の説明した際の発言内容等についての録音記録がないため、その説明の際の玉井の具体的な表現や、説明の順序を正確に明らかにすることができないことは前記したとおりである。

しかし、説明した内容は、メモ、関係者からの聞取調査などにより、概略検証することができた。玉井の当日の説明内容は、以下のとおりである。

なお、当日は、玉井以外に東電の放射線管理部門の担当社員が列席しており、当該社員は、国会事故調が放射線管理の関係で、法律上どのような扱いの下に視察することとなるのかを確認した上で対応して頂きたい旨の説明をしていた。

(1) 明るさについて

- ① 玉井は、「昨年10月に入ったときには、建屋カバーがついていなかったもので、4階まで行くと上から光が差していて、明るさがきているが、今は建屋カバーがかかっており、建屋カバーは光を通さないし、照明設備も設置されておらず、内部は電源も復旧していないため、現在は真っ暗になっている。1階から3階だけではなく、4階も真っ暗である。」旨説明した。玉井は、建物カバーがあっても真っ暗ではないのではないかと、国会事故調側からの質問に対しても、真っ暗であるとの説明を変えなかった。
- ② 玉井は、また、「ビデオ映像では、社員が手に照明器具を持っているので、手元は明るいですが、明かりの届いていないところは、真っ暗である。」旨説明した。
- ③ さらに、玉井は、「線量の高さもさることながら、視界が利かない。」旨説明していた。

(2) 放射線量について

- ① 玉井は、放射線量について、「建屋内の放射線量が高い。建屋内に入った職員は、APD（警報付きポケット線量計）を携帯しているが、一定の被ばく量に達するとアラームが鳴る仕組みになっており、映像でもアラームが鳴っている。アラームでパニックにならないか心配である。ビデオ映像を見ると、現場を熟知し現場に精通した社員だからスタスタ歩いているが、線量の高いホットスポットが建屋内の至るところにあり、道に迷って、ルートを誤れば、恐ろしい高線量地域に出くわし、ホットスポットに迷い込む危険がある。いったん迷うと、帰り道が更にわからなくなる。」旨説明していた。
- ② また、玉井は、放射線の管理に関し、「トライアスロンなどでも参加者に健康診断書や事故に対して自己責任を負うといった誓約書を出させているという話を聞いているが、ICを見に行く方々の体調管理や放射線管理をどう確実にするのかといった細かいこともきちんと考えた方が良いと思う。」旨述べていた。

(3) ガレキの散乱について

玉井は、ガレキの散乱などについて、「爆発によりコンクリートのガレキやダクト等が散乱しており、足場が悪いし、滑ることもあって、それらに手をつけばゴム手袋が切れることは確実であり、怪我の可能性も相当高い。大物搬入口側には大きな開口部があり、4階部分の手すりの鉄柵も吹き飛んでしまっていて、手摺りが無い。それ以外にも、エレベーター部分が開口部となっており、その開口部にも手摺りが無い。他にもどのような開口部があるかわからない。グレーチング（床にはめ込んである鋼材を格子状に組み込んだもの）も錆びてしまっていて抜けるかもしれない。よって、墜落の危険大であり、4階から1階まで転落すれば21メートル落下することになる。」「余震等で、頭上から落下物がある危険もある。」旨説明していた。

(4) 随行について

- ① 玉井は、「1号機建屋内は危険な場所であるから、弊社は責任を持って案内することができない。現場で復旧作業をしている社員は累積被ばく線量がパンクするような状態になっている。案内することによって、社員の線量管理上も復旧作業以外で無駄に被ばくすることになってしまう。よって、国会事故調の現地調査の際には、案内は原子炉建屋の入口までが限度であり、建屋内の先導や案内はできない。」旨説明した。

これに対し、国会事故調側から「東電が先導してくれるものと思って

いた」旨の発言があり，これに対し，玉井は，「弊社社員が原子炉建屋内を先導し案内するとしても，原子炉建屋内での転倒や転落は一瞬にして起こるので，危険なことに変わりはない。」旨回答していた。

- ② また，玉井は，「国会事故調の責任で単独調査として I C を見に行くのであれば，危険性を認識された上で，安全対策を含めた作業計画をきちんと立てることをお勧めする。」旨述べていた。

(5) 体力の消耗について

玉井は，「全面マスクで重い検出器や照明器具を持っており，体力的に相当過酷である。ホットスポットモニタは，数キログラム，あるいは 10 キログラムくらいの重量があり，ビデオ映像でホットスポットモニタを持っている者はフルマラソンを 2 時間半で走りきるくらいの体力があるが，相当きつかったと言っている。」旨説明した。

(6) その他

玉井は，上記以外にも，「建屋内は通信手段がない。」などの説明をしたり，「建屋内で怪我でもされたら，当社ないし福島第一の現場に多大な負担がかかる。具合が悪くなっただけでも，相当大きな報道になることを認識していただきたい。」などとお願ひもしたりしていた。

玉井の説明内容の真実性

1 1号機建屋4階の明るさについて

玉井の 1 号機建屋 4 階も建屋カバーがついているため「真っ暗」であるとの説明部分は，事実と反している。すなわち，

- (1) 説明当時，1 号機建屋の 5 階には，建屋カバーが設置され，その建物カバーには照明装置も設けられていたから，前記したとおり，その照明装置を利用すれば，5 階の大物搬入のための開口部及び 4 階天井の崩落部分から 4 階の I C 周りにも，光が入り，どの程度の明るさになるかは現状では確認ないし計測することが困難なため明確にすることはできないものの，建物カバーの設置の状態ですら自然光が入る状態より明るくなることは容易に推測できることである。したがって，I C 周りも「真っ暗」である旨の玉井の説明は，客観的な諸条件に照らし，明らかに誤りである。
- (2) また，平成 23 年 10 月のビデオ撮影が建物カバー設置後に行われたものであり，その状態でも，5 階の開口部及び天井崩落部分から自然光が差し込む状態であったのに，玉井は，撮影が建物カバーの設置前のものであることとし，建物カバー設置後はその撮影状態とは異なり，真っ暗になった旨の説明をしているが，それも，撮影の時期と建物カバー設置の時期の前

後関係を誤ったもので、説明の前提が誤っていた。

- (3) 玉井は、その建物カバーが光を通さないものである旨の説明をしているが、建物カバーが透過性のものであったから、その点の説明も誤りである。
- (4) しかし、1号機建屋の1階から4階までには照明のための電源が回復しておらず、1階から4階の西側に至るまでのルートが「真っ暗」である旨の説明部分は、3階の大物搬入口の開口部付近を除き、誤りはない。1号機建屋4階に入域しようとする者は、何らかの照明器具を携帯しなければ、3階の大物搬入口の開口部付近を除き、通行が不可能であったことは否定できない。したがって、真っ暗で危険である旨の説明も、4階までのルートに関する部分（3階の大物搬入口の開口部付近を除く。）に限っては、誤りではない。
- (5) さらに、4階の西側の開口部や、IC付近にはガレキが散乱していたから、5階からの自然光の差し込みや、建屋カバーの照明装置を全部点灯しても、足下確認のために携帯している照明器具を利用しなければならない状態であったと推測されることも前記のとおりであり、真っ暗である旨の説明は誤りであるとしても、危険性についての説明は誤りではない。
- (6) 以上説明したとおり、玉井の「真っ暗で危険」旨の説明は、1階から4階に至るまでのルート（3階大物搬入口付近を除く。）に関しては、虚偽ではないが、3階及び4階西側の開口部付近が「真っ暗」であるとの説明部分は、虚偽説明であったといわざるを得ない。

しかし、その3階及び4階部分西側についても、明るさについての説明が虚偽であるとしても、危険性の指摘は誤りではない。

2 放射線による被ばくの危険性などについて

- (1) 前記したような説明当時の1号機建屋内の放射線量に照らすと、玉井の「建屋内の放射線量が高い」旨の説明は、誤りではない。
- (2) 1号機建屋内に入った職員についての玉井の説明部分に、誤りはない。
- (3) 玉井の「アラームでパニックにならないか心配である」旨の説明については、現場を知り被ばくを覚悟して入域した東電社員でもそのような心理状態になる可能性があることは否定できないところであり、平成23年10月のビデオ映像においても、入域した社員らがアラーム音が連続して鳴り始めると急いで建屋から出ようとしていることが認められる。そうすると、初めて1号機原子炉建屋に入る者がアラームが鳴ることでパニック状態になるおそれがあることは否定し難いところであり、パニックにならないか心配である旨の説明は事実と反するとはいえない。

(4) 玉井の「ルートを誤れば、高線量地域に出くわし、ホットスポットに迷い込む危険がある。いったん迷うと、帰り道が更にわからなくなる」旨の説明については、前記したサーベイマップに基づく1号機建屋内の線量についての客観的状況に照らし、玉井の説明が事実と反しているとはいえない。

3 ガレキなどによる負傷や転落・頭上落下物等による負傷の危険性について

(1) 玉井の「爆発によりコンクリートガレキやダクト等が散乱しており、足場が悪いし、滑ることもあって、それらに手をつけばゴム手袋が切れることは確実であり、怪我の可能性も相当高い」旨の説明については、やや大げさな表現にも感じられるものの、実際にゴム手袋等が破損する可能性も十分にあり、その際に切り傷や擦り傷などの負傷をするおそれが十分にあるのみならず、ゴム手袋等が破損すれば皮膚が放射線により汚染された箇所直接接触する可能性もある。よって、この説明内容を誤りということとはできない。

(2) 玉井による大物搬入用の開口部や、エレベーター部分の開口部、グレーチングについての説明部分及びそれに付随する危険性の指摘部分は、前記したガレキ等の散乱についての客観的な状況に照らし、誤りということとはできない。

(3) 玉井の「余震等で、頭上から落下物がある危険もある」旨の説明についても、現に4階天井部分の一部が崩落していること、余震等の際に、4階の高所に設置されている設備等が落下する危険性が十分にあること、平成23年5月に入域した時に比べ、同年10月に入域した際の方が4階天井の崩落がより進行していたとの報告もあることなどに照らせば、玉井のその点についての説明に誤りはないというべきである。

(4) また、玉井の「弊社社員が原子炉建屋内を先導し案内するとしても、原子炉建屋内での転倒や転落は一瞬にして起こるので、危険なことに変わりはない」旨の説明も、前記した客観的状況に鑑み、当然のことといえるので、誤りではないといえる。

4 建屋内の先導や案内ができない旨の説明について

(1) 「1号機原子炉建屋内は危険な場所であるので、東電が責任を持って案内することができない。東電の社員の被ばく線量を考慮すると、国会事故調の現地調査の際の案内は原子炉建屋の入口までが限度である」旨の玉井の説明部分は、福島第一の現場の意向に依拠したものであり、その説明の

妥当性に問題があるとしても、虚偽の説明をしたものということとはできない。

しかし、そのような説明が妥当であったかについては、後記のように、問題であった。

なお、案内ないし先導をするためには、1号機建屋内の危険性を考慮すると、誰でも良いというわけにいかず、現場に至るルートに設置されている機器類の配置関係、現場に至るルートの選定、放射線量のホットスポットの位置関係、ガレキの散乱の位置関係などを熟知している東電社員を人選することが望ましいことは客観的に認められるところであるが、そのような適格者でも、それまでの受けていた被ばく量を考慮すると、現場での選定は極めて困難であった事情は容易に推認できることであり、また、現場においても、今後起こり得る突発事故への対策に備えて、被ばく量について余裕のある人員配置を考慮しておかなければならなかったことも容易に推認できることであるから、案内は建屋入口付近までとする現場の意向は、現場限りの判断としては、納得できないことではない。

しかし、この点に関しては、現場限りの判断をそのまま国会事故調に説明したことが妥当であったか否かは、別の問題である。

- (2) 玉井による「国会事故調の責任で単独調査としてICを見に行くのであれば、危険性を認識された上で、安全対策を含めた作業計画をきちんと立てることをお勧めする」旨の発言は、上記したような事情などを前提としての意見ないし考えを述べたものである。
- (3) 玉井のトライアスロンの際の健康診断の話は、東電社内の同僚から聞いた話をそのまま伝えたものにすぎないし、国会事故調における放射線管理などの部分は、玉井の意見を述べたものであり、いずれも、事実の誤りの問題ではない。

5 体力的に過酷である旨の説明について

1号機建屋に入域する場合には、体力的に相当過酷である旨の玉井の説明は、入域の際に防護マスクを装着し、防護服も着用する必要がある上、APDの他に、照明器具も持参する必要があることを考慮すると、誤りとはいえない。入域に際して、ホットスポットモニタも携帯する必要があると判断された場合には、その分負担が増えることが明らかであり、その点に関する玉井の説明も、事実と反するものとはいえない。

6 その他の説明について

玉井の建屋内からの通信手段がない旨の説明も、前記したような客観状況に照らして、誤りであるとはいえない。

また、国会事故調の委員や、協力調査員らが原子炉建屋に入域した後、建屋内で受傷したり、体調不良となった場合などには、東電の責任問題等が浮上し、大きく報道される可能性があることは否定できないところであるから、玉井の「当社ないし福島第一の現場に多大な負担がかかる」旨の説明は、誤りとはいえない。

7 小括

以上を総合すると、1号機建屋4階の明るさについての説明中、「昨年10月に入ったときには、建屋カバーがついていなかった」、「建屋カバーは光を透さないし、照明装置も設置されておらず、現在は真っ暗になっている」、「1階から3階だけではなく、4階も真っ暗である」旨の部分は、事実と反している。しかし、それ以外の説明部分については、誤りはない。

当委員会の検証の結果

1 玉井の説明が故意によるものか否かの検討

(1) 玉井は、当委員会における聞取の際に、「いずれも誤解に基づくもので、故意ではないし、ましてや何らかの意図を持って虚偽説明をしたものではない。建屋カバーが設置された後で外観を見たことがあり、その材質が金属製かプラスチックのような樹脂だと認識していたように思う。それで、建屋カバーが光を透さないと思い込んでいた。平成23年10月18日に入域した際のビデオ映像を見て、建屋内に明るさがあったので、その撮影後に建屋カバーが設置されたものと誤解してしまった。実際には、同年10月14日に建屋カバーの設置が完了しており、そのことが東京電力のホームページにも公開されていたが、そのことを事前に知っていれば、『建屋カバーが設置される前の映像だ』とか『真っ暗』などとは説明しなかった。また、建屋カバーには照明装置は設置されていないと思い込んでいたので、そのように説明してしまった。」旨説明している。

(2) 「東電内部における事務方レベルでの打合せ」の部分で述べたように、玉井は、国会事故調が1号機建屋4階IC周りの視察要望を追加した後、その対応策の検討のため、メールにより、関係者への質問や、依頼をしていたが（の2）、その中で、①「建屋カバーが出来てからは照明が無く」と記載したり（同2の(1)）、②「建屋カバーで真っ暗」と記載していた（同2の(4)）。このメール内容は、玉井の当時の認識ないし理解を率直

に記載したものと認められることから、玉井は、建屋カバーの設置とビデオ撮影時期の前後関係について誤解していた可能性が極めて高いことが裏付けられる。

そして、①のメールを受けた社員は、建屋カバーに照明器具が設置されていることを知らなかったため、玉井の誤解に気づくこともなく、その誤解を解くこともしておらず、また、②のメールを受けた社員も、4階が真っ暗ではないが、その後一緒にビデオを見ているので、現場の状況は分かっていると思い、玉井の誤解を解くこともしていなかったことが認められる。

そうすると、玉井は、建屋カバー設置とビデオ撮影時期の先後関係についての自己の誤解に気づかないまま、28日の打合会に臨んだ可能性が高い。

- (3) 1号機建屋4階に実際に入城した者らも、当委員会の聞取調査の際には、「建屋カバーからの自然光で明るさがあるものの、照明器具を持参しなければ、足下の安全を確認できないし、I Cのバルブ等や配管等の状態を確認することはできない状態であった」旨述べている。前記したとおり、「真っ暗」との玉井の表現は明らかに事実と反しているが、建屋カバーからの自然光でI Cのバルブや配管等の状態が目視確認できる状態ではなかったことが認められるから（の2）、そのことに照らせば、「真っ暗」か「真っ暗ではないが、照明器具がなければ安全確保や、調査目的を達成できない状態」との実質的な差はほとんどないと言ってよく、玉井があえて『真っ暗』との嘘を言う必要もなかったと認められる。

平成23年10月18日のビデオ撮影も、同月14日の建屋カバー設置の事実も、共に、本件の2月28日の段階では、公開されていた情報であるが、前後関係が接着しているため、前後関係を誤解することは一般的に稀ではないこと、また、そのような客観的な前後関係を意図的に入れ替えて説明することも通常考えられない（そのような嘘は、直ぐばれる。）ことを考慮すると、前後関係の誤りは、玉井の勘違いによるものと思われる。

当委員会も、現場視察の際に、建屋カバーの目視確認をしたが、建屋カバーの材質が一見して明らかに透光性があるようには見えなかったものであり、玉井が誤解していたことにも一応の理由があるといわざるを得ない。

- (4) 当委員会の聞取調査の結果によると、建屋カバーに照明装置が設置されていることを知らなかった東電社員も、福島第一の現場社員も少なくなかったこと、現場の技術系社員でもその照明装置の点灯スイッチの所在を簡単には発見できなかったこと、夜間にその照明装置に点灯したことを見た

と述べた者がいなかったことなどに照らすと、玉井が建屋カバーに照明設備がないものと誤解していたとしても、余り責められない。

(5) 当委員会による聞取調査によると、本件 2 月 28 日の説明の際に同席した東電社員らも、「真っ暗」発言について、事実と反する説明であるとの認識に至らず、その場での訂正がされないまま推移したため、玉井自身が説明内容に問題があったと気づかないままに終わってしまったことが認められる。このことは、「真っ暗」発言については、若干の質疑応答があったことは事実であるが、その打合せの中で、重要な検討対象となっていなかったことを物語るものである。

(6) 当日の打合会は、前記したように（ の 1 ），当初の予定は双方の事務方レベルでの、協力調査員及び事務局員に対する説明であり、玉井としては、国会事故調の現地調査の日時も迫っていることから、早期に結論を出して欲しいとの考えはあったものの、当日も最終的結論が出るとは考えておらず、必要があれば更に詳細な説明をすることも考えており、また、1号機建屋4階の現地調査の実施が決定される可能性も十分あって、その際には、さらに詳細な現場説明が不可欠であると考えていたことが認められる。東電の放射線管理担当者が当日の打合会に臨席していたのも、4階の視察が入る場合があることも想定しての対応策の検討のためと理解される。

玉井が、4階が「真っ暗」ではないことや、建屋カバーに照明装置が設置されていることを知りつつ、それらについて殊更に嘘を言えば、その後の詳細説明の際に嘘が露見するおそれが大きく、そうなれば問題化する可能性も十分にあったのであるから、玉井がそのようなリスクを承知の上で、殊更に事実と反する説明をしなければならなかった理由は見当たらない。

玉井が、すべてを承知の上で虚言を弄するのであれば、調べれば直ぐに露見するような露骨な嘘を言わずに、危険性の程度を強調するなど巧妙に説明したはずであり、その点からも玉井が故意に事実と反する説明をしたと考えることには無理がある。

(7) 当時の情勢をみるに、国会事故調の委員や協力調査員の中には、是非とも1号機原子炉建屋4階の現地調査をしたいとの強い意向があり、東京電力内部でも、その現地調査が行われる可能性が十分あるとの認識の下に種々の検討が行われていたことが窺える。それを端的に示すものとして、玉井が、2月28日の説明時に、「国会事故調の責任で単独調査としてICを見に行くのであれば、危険性を認識された上で、安全対策を含めた作業計画をきちんと立てることをお勧めする」とか、「ICを見に行く方々の体

調管理や放射線管理をどう確実にするのかといった細かいこともきちんと考えた方が良くと思う」などとも述べ、1号機原子炉建屋4階の現地調査の実施を念頭に置いた発言をした事実もある。

そうすると、玉井が、1号機原子炉建屋4階の現地調査が実施された際に、現場に赴けば直ぐに露見するような嘘を敢えて言う必要性もなく、仮にそのような嘘を故意に言っただとすれば、後の対応に苦慮する事態を自ら招くようなものであり、故意に嘘の説明をしたとみるのには相当無理があるといわざるを得ない。

2 直属上司の関与の有無程度

- (1) 上記のとおり、玉井による事実と反する説明が本人の誤解に基づくものであって、故意によるものとは認め難いことから、論理的帰結として、上司らも関与しての組織的な虚偽説明ではなかったといわざるを得ないものの、直属上司の関与に関して、更に検討しておく。
- (2) 玉井による国会事故調への説明等に関しては、同人及び同人とともに国会事故調に対する対応を行っていた同僚社員が専ら直属上司に対して報告・相談する一方、担当部長・担当役員・社長・会長に対する報告等は、当該同僚社員や、直属上司が担当していたことが認められる。
- (3) 直属上司は、当委員会の聞取りに際し、「28日に玉井が国会事故調に説明に行くということは事前に聞いていたが、玉井が誰にどのように確認して現場状況をどのように把握していたかについては具体的に聞いていなかった。自分は事務屋であり、技術系の玉井が現場の意見を聞いて対応すると思い、玉井のやることに口出しせず、彼に任せていた。当時、福島第一の現場が極めて高線量であることから随行を嫌がっていることは感じていたものの、国会事故調から非協力と言われると職責を果たせないの、説明の方向性（4階の現地調査に前向きな方向性で説明するのか、それとも、その実施を消極的姿勢で説明するのか）などについても特に指示したことはない。後に玉井から報告を受け、現場の危険性について彼が説明した結果、国会事故調が現場に入るのを断念したものだと思っていた。事前にせよ事後にせよ、玉井が国会事故調に対して、『4階は真っ暗』とか『建屋カバーに照明装置がない』などと説明していることは全く知らなかった」旨述べている。
- (4) また、玉井と福島第一原発勤務の担当者などとの間で送受信された社内メールが直属上司にCC送信されているが、そこには、事務局間で2月28日に打合会が行なわれること、1号機建屋4階が高線量につき随行できな

いこと、サーベイマップの受領などの内容が記載されていたから、その限度で、直属上司も、玉井が福島第一勤務の担当者から1号機建屋を含む福島第一の現状を確認し、それに基づいて国会事故調に説明しようとしていることは認識していたものと認められる。

(5) しかし、2月28日の深夜、すなわち国会事故調に対する説明後に、同席した社員から直属上司に送信された社内メールの内容には「事故調査WGから1F視察の要請を受けており、1号機の原子炉建屋4階のICをみたいとの希望が、主に田中三彦委員とその関係する協力調査員から示されていました。本日、田中委員等との打ち合わせを持ち、昨年10月にIC周りを目視確認した際のビデオ（建屋に入ってから出るまでのノーカット版）を見てもらいながら、線量の高さもさることながら、暗くて視界も利かず、足場の悪い中を視察することの危険性について説明しました。田中委員は、・・・、最終的には断念しています。」旨の記載があり、そこには「暗くて視界も利かず」と記載されているにすぎず、「真っ暗」との記述はなく、かつ、建屋カバーの照明装置に関する記述もない。この社内メールの内容は、直属上司の上記説明内容を裏付けている。

(6) よって、直属上司が、事前にせよ事後にせよ、玉井による国会事故調への事実と反する説明内容を完全に把握していたとは認められず、それについての相談や報告を受けていたと認めることはできない。

3 担当役員及び担当部長の関与について

上記2のとおり玉井の直属上司は、玉井による国会事故調への事実と反する説明内容を把握していたとは認められず、それについて相談や報告を受けていたと認めることはできないから、直属上司の上司に当たる担当部長及び担当役員においても、それについての報告や相談を受けていた可能性は乏しいといえるが、念のため具体的に検討する。

担当部長は、当委員会の聞取りに対して、「国会事故調への対応については、玉井からではなく、玉井の同僚社員とその直属上司から報告を受けていた。福島第一の1号機ICには国会事故調の田中委員が非常に関心を持たれていたこと、放射線量とがれきによってその場所に行くのが大変であること、福島第一原発の当直長経験者が中に入ってビデオ映像を撮影したところ、目視によればICには外見上異常がみられなかったことは認識していたが、国会事故調への具体的な対応状況については報告を受けていなかった。現場が暗いか明るいかという問題については、今回の報道で初めて知った。建屋カバーに照明装置が設置されていることも知らなかった」旨述べている。

また、担当役員は、当委員会の聞取りに対して、「国会事故調の調査には、勝俣会長からも全面的に協力するようとの指示を受けており、調査のため1号機原子炉建屋に入るといふのであれば、案内をつける必要があると思っていた。もともと、原子炉の安定化や廃炉のために社員に原子炉建屋に入ってもらふ関係上、できるだけ社員に無駄な被ばくをさせたくないという気持ちはあった。国会事故調への対応を担当していた玉井やその同僚社員から、それに関する具体的な報告を受けた記憶はなく、メールで報告を受けていたという記憶である」旨述べている。

ところで、前記の2月28日深夜の社内メールは、担当部長及び担当役員にも前記同僚社員から送信されているところ、同メールを読めば、そのメールが1号機建屋4階の現地調査に関して国会事故調と交渉した内容についての最初にして最後の社内メールとなっていることが窺われる。そして、そのメール内容には、前述のとおり「暗くて視界も利かず」と記載されているにすぎず、「真っ暗」との記述はなく、かつ、建屋カバーの照明装置に関する記述もない。

この社内メールの内容は、担当部長及び担当役員の上記説明内容を裏付けているものといえる。

よって、担当部長及び担当役員が、事前にせよ事後にせよ、玉井による国会事故調への事実と反する説明内容を把握していたとは認められず、それについての相談や報告を受けていたと認めることはできない。

4 勝俣恒久会長及び西澤俊夫社長の関与について

勝俣会長は、当委員会の聞取りに際し、「当時、国会事故調の一部の方が1号機建屋4階のICの配管等が地震によって壊れたのではないかと主張されていたが、当社としてはデータの的にも地震の影響ではないということがはっきりしていると考えており、現場を見て納得していただいた方がよいと思っていた。ただ、4階に入るか否かの判断をするについては、放射線量の問題があり、それには私どもが判断することではなく、発電所長以下の現場の判断であり、そのことについては相手方にしっかりと正確に伝えることが大事だと思っていた。もともと、国会事故調側への説明については事前に報告を受けておらず、事後に社内メールで、暗いとか高線量とか説明したところ、相手方が断念したという報告を見ていた」旨述べている。

また、西澤社長も、当委員会の聞取りに際し、「社内には、国会事故調の調査に全面的に協力するよう指示していた。国会事故調には、現場をいくらかでも見てもらふというのが基本的スタンスだった。現場に行つて新しい事実

が明らかになれば、その事実は全部オープンにすべきだと思っていた。事故を起こした当初からいろいろ批判されていたので、徹底して事実を明らかにすべきだということは身にしみて分かっていた。国会事故調への説明に関しては、玉井の同僚社員からメールで報告を受けた記憶があるが、現場の状況を説明したところ、最終的には1号機建屋4階の調査はやめたという内容だったと思う。お互いに納得して、スムーズに終わったものと思っていた」旨述べている。

ところで、玉井もその同僚社員も彼らの直属上司も、勝俣会長や西澤社長に対して、事前に報告や相談をしたことはない旨述べており、また、担当部長や担当役員においても、自らが報告や相談を受けていなかったと述べているのであるから、彼らが勝俣会長や西澤社長に報告・相談した事実がないことは明白である。

そうすると、前記の2月28日深夜の社内メールが勝俣会長と西澤社長にも送信されたことから、勝俣会長と西澤社長は同メールを見ることによって報告を受けたものと認められる。前述のように、同メールを読めば、そのメールが福島第一原発1号機原子炉建屋4階の現地調査に関して国会事故調と交渉した内容についての最初にして最後の社内メールとなっていることが窺われるところ、そのメール内容には、前述のとおり「暗くて視界も利かず」と記載されているにすぎず、「真っ暗」との記述はなく、かつ、建屋カバーの照明装置に関する記述もない。

その社内メールの内容は当時の状況をそのまま記載したものと認められるから、勝俣会長と西澤社長がそのメール内容の記載どおりに受け取ったとしても何ら不自然・不合理ではない。

よって、勝俣会長や西澤社長が、事前にせよ事後にせよ、玉井による国会事故調への事実と反する説明内容を把握していたとは認められず、それについての相談や報告を受けていたと認めることはできない。

5 小括

以上のとおりであり、玉井が国会事故調委員や協力調査員らに対して事実と反する説明をしたのは、玉井の勘違いに基づくものであり、その説明内容には勝俣会長、西澤社長、担当役員及び担当部長が一切関与していなかったのはもちろんのこと、直属上司さえも関与していなかったことが明らかである。

したがって、玉井の説明が上司の指示ないし示唆によるものではなかったことも明白である。

X I 付言

前記した国会事故調の報告書によると、国会事故調が4階の实地調査を断念した経緯に関し、①原子炉建屋内には照明がなく昼間も真っ暗であること、②水素爆発によっていたるところにがれきが散乱しているうえ大物搬入口のような開口部もあって非常に危険であること、③東電としては従業員に余計な被ばくをさせたくないので当委員会の調査には同行できないこと、などを伝えてきたため、熟慮の末であると記載している。当委員会は、その3点に関しての検証を終えているが、①の点及び③の点について、若干の意見を付加するのが相当と判断した。

1 玉井の虚偽説明は何故発生したか。

玉井の「真っ暗」との説明が、4階の西側の大型搬入口付近に関しては誤りであることは認められ、当委員会は、それが玉井の勘違いによるものと判断したが、玉井のそのような誤解が何故起きたのかの点について、検証を通しての当委員会の印象を述べておきたい。

玉井が説明に利用した1号機建屋4階の映像は、5階の建屋カバー設置後に撮影したものであるのに、玉井は、設置前に撮影されたもので、設置後は明るさが異なる旨の説明をしたものである。これは、玉井が説明に際しての準備不足によるものであり、2月8日の段階では、玉井も、建屋カバーが設置されていたことは認識していたのであるから、国会事故調への説明前に、建物カバーの設置時期と映像の撮影時期との前後関係を確認していれば、容易に避けられたはずであった。これは、玉井の準備不足によるものであるが、国会事故調の説明するところでは、その誤りが現地調査断念の一つの原因となったとのことであるから、その誤りは、大きく非難されてもやむを得ない。結果的には、国権の最高機関である国会の国政調査権の活動を妨害したこととなっているからである。

これは、単に従業員個人の資質だけに起因するものとして、玉井のみを責めることはできない。

一つ目は、対外的な折衝に当たる従業員の育成について、東電が十分配慮していれば避けられたはずの事項でもあるから、東電としても将来このような誤りの再発を防ぐために、本件を悪しき先例の一つとして、従業員教育を充実させることが望まれる。

二つ目は、玉井の準備作業の過程で、相談を受けていた同僚や、関係者がメール等のやりとりを通じて、玉井の勘違いに気づいて、その誤りを指摘する機会があったのに、それを怠っていたのではないかと窺われる点である。

原発事故の事後処理が大変であるだけに社員間の協力体制，支援体制が組織化されていることが必要であるのに，それが十分機能していなかったとの印象を拭いきれない。東電としても，同様な誤りの再発を避けるために，十分な配慮を払うことが望まれる。

2 随行拒絶の説明は妥当といえるか。

前記したように，随行ができない旨の玉井の説明は，福島第一の現場の意見に依拠したものであったが，結果的には，国権の最高機関である国会の国政調査権の発動を妨害したという結果となっており，その説明の妥当性は疑われる。随行をすることができる社員がいるかどうかは，現場限りで判断できる事柄ではなく東電の全社を挙げて検討すべき必要があったからである。そのためには，玉井としても，現場の意見だけでなく，東電としての検討を求めるため，予め，東電本社の上司に相談し，指示を仰いでおかなければならなかったと思われる。前記したような2月28日の打合会が，もともと事務局レベルの打合せ段階のものであったとして，調査実施の要望が出ることも想定していたのであるから，現場の意見だけではなく，本社上層部の判断を求めて，その結論を持って打合会に出席すべきだったのである。そのような上層部の判断を踏まえての説明であれば，玉井の発言の内容も異なっていたであろうし，結論にも影響を与えていたかも知れない。

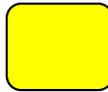
国会事故調が現場視察を断念するに至った理由の一つとして，この随行拒否の発言が大きな影響を与えていたことが明らかであるから，玉井の発言が現場の意向に基づくものであったというだけで結着させることは相当ではない。結果的に見ると，上司に相談し，その指示に基づいて処理しなければならない事案の取捨選択の基準が十分には機能していなかったという印象を受ける。

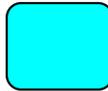
また，当時，東電では，国会事故調の活動に全面的に協力をするように指示していたのであるから，上司の決裁を経なければならない事項と思われる事柄は，早い段階から上司に相談し，その指示の下に活動すべきであったのである。当委員会としては，国会事故調への協力の指示が社員間に徹底されていなかった印象を受けている。

今後本件のような妥当性が疑われるような事案の再発を防止するため，東電としての姿勢を対外的に示さなければならない事案については，上層部の指示が全社員に浸透し，社員が早い段階から上層部に相談することができる組織構築が確立されることを望みたい。

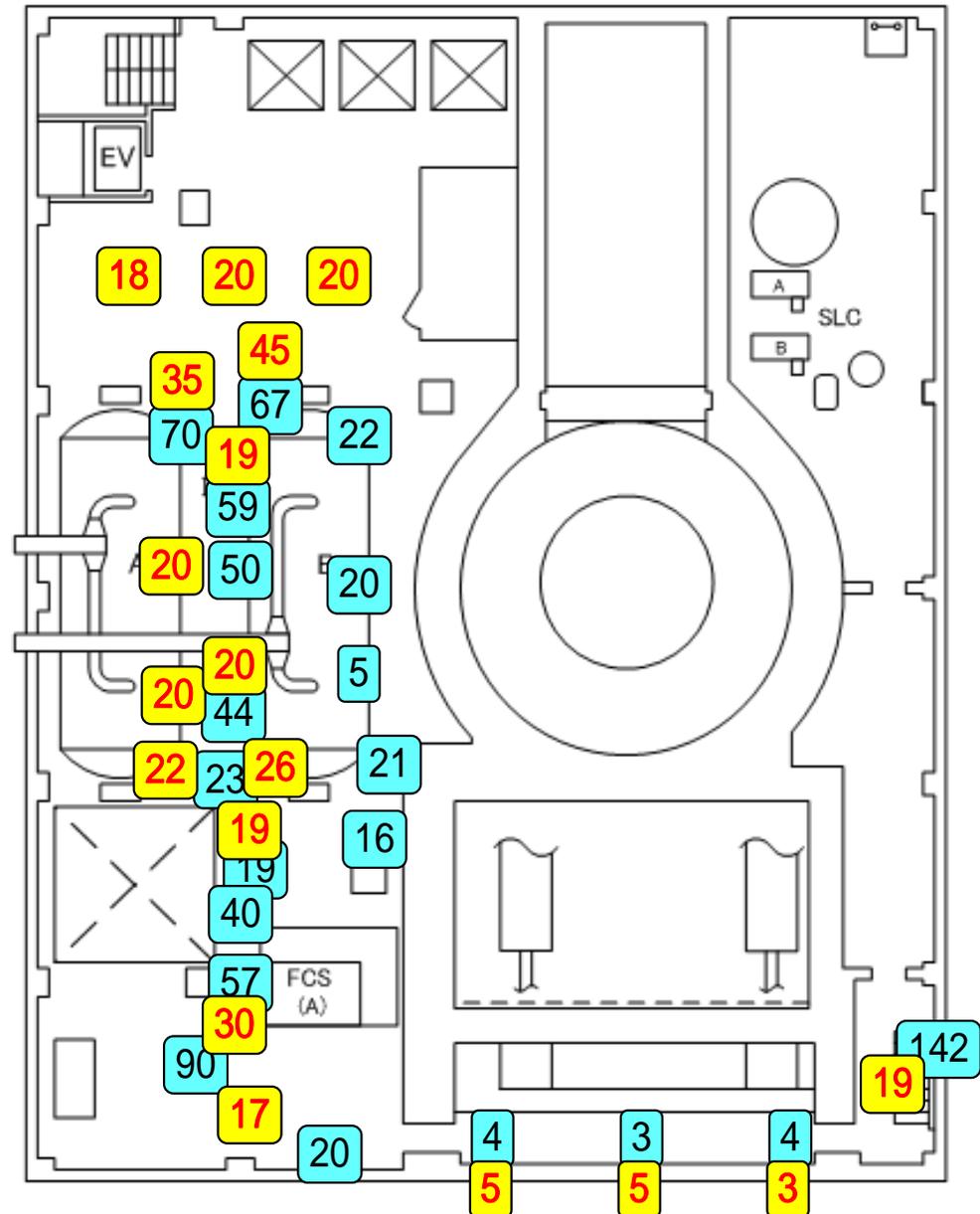
福島第一原子力発電所 1号機原子炉建屋内サーベイマップ (平成25年2月14日測定)

平成25年2月27日
東京電力株式会社

 : 平成25年2月14日の測定値

 : 過去の測定値

【単位 : mSv/h】

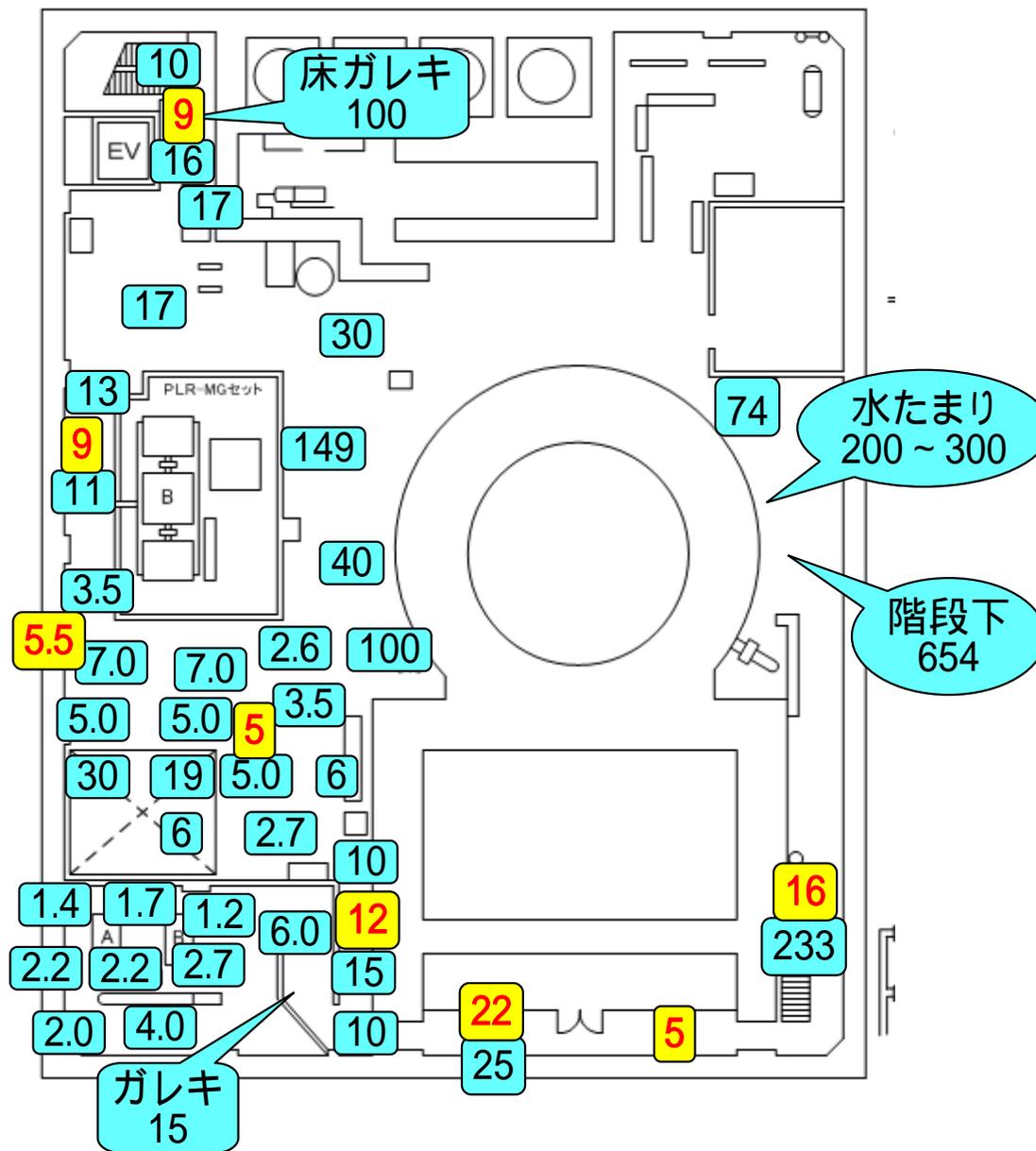


1号機 原子炉建屋 4階

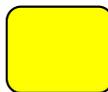
: 平成25年2月14日の測定値

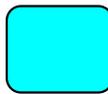
: 過去の測定値

【単位：mSv/h】

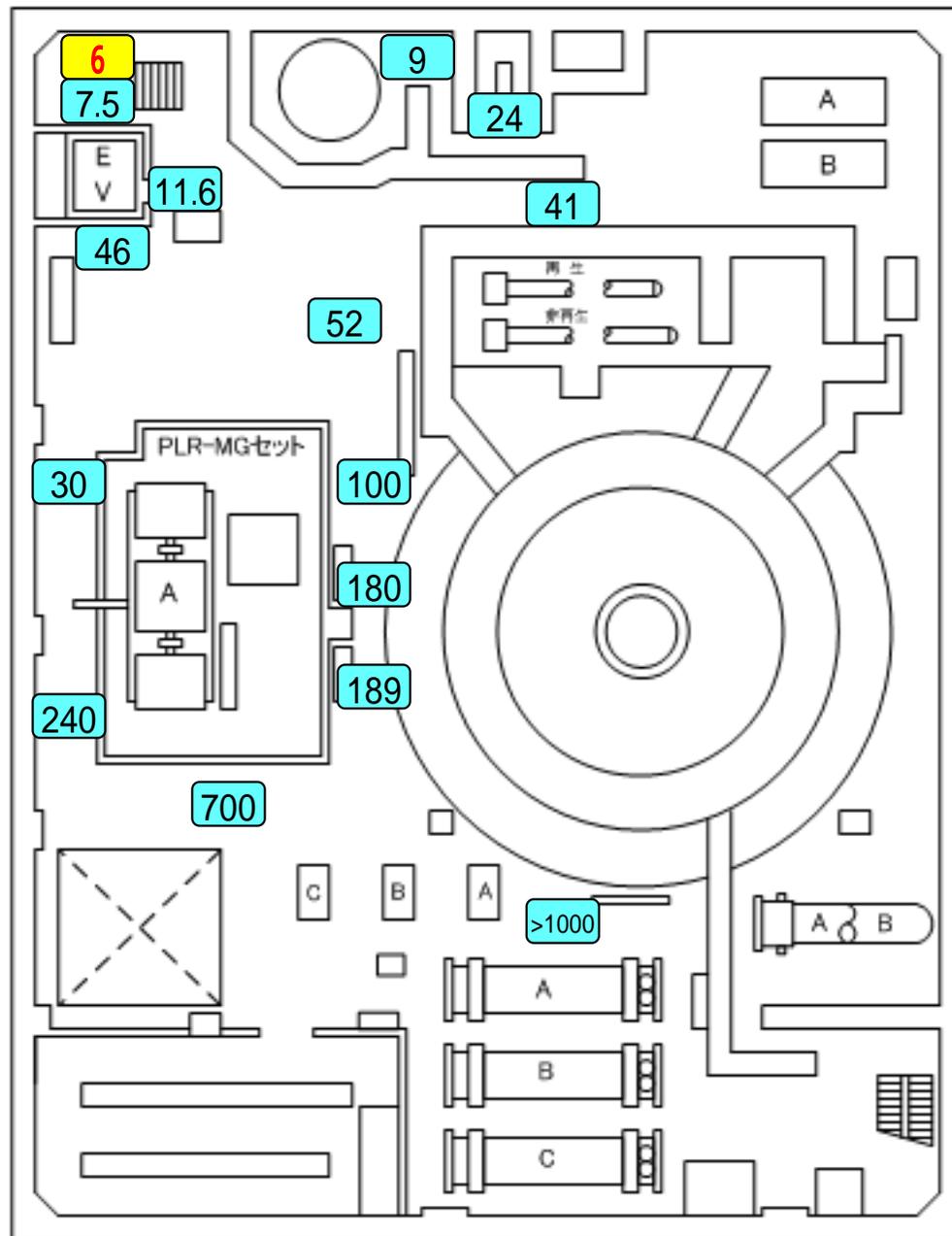


1号機 原子炉建屋 3階

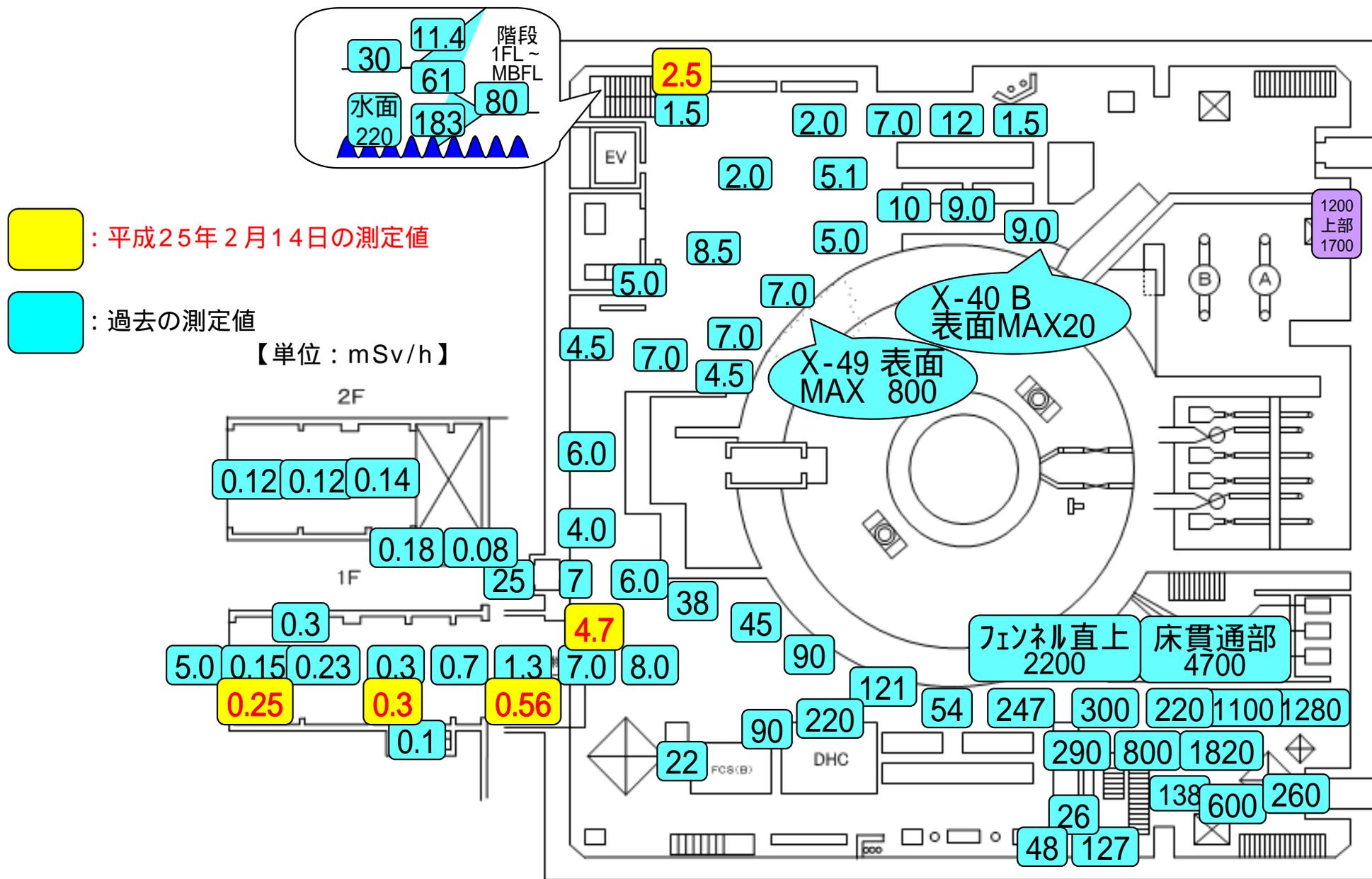
 : 平成25年2月14日の測定値

 : 過去の測定値

【単位：mSv/h】



1号機 原子炉建屋 2階



1号機 原子炉建屋 1階